

平成31年度 監査計画

平成31年3月25日
周南市監査委員決定

1 基本方針

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）に基づき、市長、議会、他の行政委員会から独立して設置された執行機関として、公正不偏の態度を保持し、公正で合理的かつ能率的な市の行財政運営確保のため、違法又は不正の指摘にとどまらず、指導に重点をおいて監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施し、もって市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障に期することを目指す。

2 監査基準

本市では、全国都市監査委員会において、監査等の厳格性・透明性の確保によって住民への説明責任を果たすべく、全国共通の統一的な基準として策定された都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠した周南市監査委員監査基準（平成29年2月1日制定。以下「監査基準」という。）を定めている。

3 実施方針等

（1）実施方針

監査等は、次の方針に基づき実施する。

ア 監査等の目的は、次を実施することにより、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するものとする。

（ア）監査及び検査は、市の行財政運営が、法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを検証する。

（イ）審査は、市長から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠し、効果的で効率的かつ経済的に行われていることを審査する。

イ 年間監査計画及び実施計画の策定、実施に当たっては、市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の理念や方針、過去の監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案して策定作業を行い、監査等を実施する。

監査等の視点

- ① 合規性
予算の執行その他の事務が法令等に従って適正に処理されているか。
- ② 経済性
事務事業の遂行及び予算の執行をより少ない費用で実施できないか。
無駄な支出となっていないか。または財源確保に努めているか。
- ③ 効率性
成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているか。
同じ費用でより大きな成果を得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。
- ④ 有効性
事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか。
また、効果をあげているか。
- ⑤ 正確性
手続・規定・ルールを定め、内部統制組織が有効に運用され機能し、正確に予算執行の状況を記録しているか。

(2) 監査等の方向性

監査等の方向性については、実施方針の具現化を目指し、次のとおりとする。

ア 市民視点に立った監査等

本市の「財務に関する事務の執行」や「経営に係る事業の管理」、「行政事務等の執行」が法令等に基づき適正に処理されているかという合規性の観点はもとより、本市が進める様々な施策が「最少の経費で最大の効果を挙げているか」及び「常にその組織及び運営の合理化に努めているか」という経済性、効率性、有効性の観点を重視して、市民の視点に立った監査等を実施する。

イ 全国水準の監査等

全国共通の統一的な基準として策定された都市監査基準に準拠し策定した監査基準に沿って監査等を実施する。

また、地方自治法の改正（平成32年4月1日施行）に伴い、新監査基準の策定に取り組む。

ウ 効果的・効率的な監査等

監査計画実施要領を立案し、この要領に基づき計画的に効果的・効率的な監査等を実施する。なお、上半期の状況等を考慮して、必要に応じ下半期の計画を見直す。

エ 業務改善・課題提案型の監査等

行政運営の指導に重点をおいた監査等を基本として、不適正等の指摘のみならず、不当行為等の防止、事務事業等の改善を図る監査等を実施する。

また、監査の結果、指摘した事項について、措置状況の報告を求め、改善・改革を促進する。

才 庁内に水平展開する監査等

監査結果に対する措置状況は、関係する事務を内部調整する部門（施設マネジメント課、行政管理課、人事課、財政課、収納課、契約監理課、会計課等）へ報告し、対応策の検討を求め、全庁的な指導・管理・改革・改善に結びつける。

カ 市民に開かれた監査等

監査結果等の情報を市民に分かりやすく提供し、透明性の高い、開かれた監査等を推進する。

(3) 監査等の重点項目

平成31年度の監査等の重点項目は、次のとおりとする。

- ア 工事、委託、物品購入等において、契約は適正に行われているか。
- イ 補助金等の交付は、適正に行われているか。

4 実施予定の監査等の種類及び対象並びに実施予定期

平成31年度の監査等の種類及び対象等は、次のとおりとする。具体的な内容は、各監査等の実施計画において別に定める。なお、実施に当たっては、過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案したうえで監査等を行う。

【監査】

(1) 定期監査（法第199条第4項）

- ア 市の事務事業の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、経理事務、契約事務、財産管理事務、その他の事務が法令・例規等に従って適正に行われているかという合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から検証する。特に、財務に関する事務の執行については、内部統制の観点も含めて、事務書類の信頼性等に重点を置いて実施する。
- イ 部局単位での実施とし、対象部局は、おおむね3年間で一巡することとする。
- ウ 本年度の対象部局は、政策推進部、環境生活部、こども健康部、中心市街地整備部、教育部、行政委員会等とする。
- エ 監査結果を一過性のものとしないために、措置状況が改善予定（検討する。次回から実施する。今後体制を整える。規則等を改正予定など）とされたものは、その後の経過についての報告を求める。

(2) 行政監査（法第199条第2項）

- ア 市の事務の執行について、合規性、経済性、効率性、有効性及び正確性の観点から実施する。

イ 監査のテーマを「補助金等の交付について」に特定し、補助金等交付事務が適正に執行されているか、補助金等が有効に活用されているか、公正かつ効率的に行われているかなどについて監査することにより、今後の適正な事務の執行に資することを目的に、各部局をまたがる横断的な視点での監査を実施する。

ウ 監査の実施予定時期は、10月から1月までとする。

(3) 隨時監査（法第199条第5項）

前年度実施の定期監査において改善確認が必要な場合に実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）

ア 財政援助団体等に対して、当該財政援助等に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているか、また、所管部署が当該団体に対して指導監督及び財政チェックを適切に行っているかについても対象として監査を実施する。

(ア) 財政援助団体監査

市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。

(イ) 出資団体監査

市が出資や出捐を行っている団体について、その事業が出資や出捐の目的に沿って適切に運営されているか、また、会計経理等が適正に行われているかという観点と併せて経営成績及び財政状態などの経営的な観点からも監査を実施する。

(ウ) 公の施設の指定管理者監査

市の公の施設の管理を行っている団体について、公の施設の管理に係る事務の執行が、協定上の義務の履行と併せて適正かつ効率的に行われているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼として監査を実施する。また、事業評価を適切に行っているかという観点からも監査を実施する。

イ 財政援助団体等監査として、公益財団法人周南市文化振興財団を選定し、実施する。（市側所管：地域振興部文化スポーツ課）

ウ 実施予定時期は、12月から3月までとする。

(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第27条の2第1項）

指定金融機関等の監査は、会計管理者が行う検査結果の報告（地方自治法施行令第168条の4第1項及び第3項）又は事業管理者が行う検査の報告（地方公営企業法施行令第22条の5第1項及び第3項）を求める。

(6) 住民監査請求に基づく監査（法第242条）

監査の請求があった場合は、その都度対応する。

(7) その他請求等に基づく監査（法第75条、法第98条第2項、法第125条、

法第199条第6項、法第243条の2第3項又は公企法第34条）

監査の請求、要求があった場合は、その都度対応する。

【検査】

(8) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

ア 会計管理者及び企業管理者等が保管する現金・預金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。また、資金運用の状況や経営状況にも配慮して実施する。

イ 毎月25日頃、前月末の現金・預金について検査を実施する。

ウ 每月、公営企業会計の前月分の支出証憑書類の検査を実施する。

エ 年1回、全庁を対象とした保管金等実査を実施する。

【審査】

(9) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項）

ア 一般会計及び特別会計

(ア) 決算書等の証書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行及び財産管理の状況について、適正に執行されたかどうかを審査するほか、財政状況を把握するために計数の分析を行う。

(イ) 実施予定時期は、市長から審査に付された日（7月1日頃）から8月31日頃までとする。

(ウ) 決算審査意見書の市長への提出は、9月10日頃を厳守する。

イ 公営企業会計

(ア) 決算書等の証書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績、財政状況について審査するほか、経営活動は経済性、公共性を発揮しているかを審査する。

(イ) 実施予定時期は、市長から審査に付された日（6月1日頃）から7月31日頃までとする。

(ウ) 決算審査意見書の市長への提出は、8月20日頃を厳守する。

(10) 基金の運用状況審査（法第241条第5項）

ア 定額運用基金の運用状況を示す書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿い、適正かつ効率的に行われているかを審査する。

- イ 審査は、一般会計及び特別会計の決算審査に併せて実施する。
- ウ 審査意見書は、一般会計及び特別会計の決算審査意見書と一体として作成し、市長へ提出する。

- (11) **健全化判断比率審査**（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）及び**資金不足比率審査**（同法第22条第1項）
- ア 健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正に行われているか確認するとともに、それらの算定の基礎となる書類が適正に作成されているかを審査する。
 - イ 実施予定時期は、市長から審査に付された日（8月10日頃）から8月31日頃までとする。
 - ウ 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書は、一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書と同時に市長へ提出する。

5 監査報告等の公表

市民と情報を共有し、透明性の高い、開かれた監査等を推進する観点から、監査結果の報告等の情報を市掲示場及び市ホームページに掲示する。

6 職員向け周知及び事務局職員の研修

(1) 職員への周知

監査結果に対する措置状況は、関係する事務の内部調整部門へ報告し、対応策の検討を求め、全序的な指導、改善等に結びつける。

(2) 事務局職員の研修

事務局職員の監査能力の向上を図るため、定期的に研修を実施する。

7 山口県都市監査委員会常例会の実施

第71回（平成31年度）山口県都市監査委員会常例会の開催都市として、常例会の運営を行う。4月19日（金）開催予定

8 平成31年度監査等執行計画（概要）

区分\月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
監査	定期監査		↔					↔					
	行政監査							↔					
	財政援助団体等に対する監査								↔				
検査	例月現金出納検査		↔	毎月25日頃実施									
審査	決算審査	公営企業会計		↔	★		意見書提出						
		一般会計及び特別会計		↔	★		意見書提出						
		基金の運用状況審査		↔	★		意見書提出						
		健全化判断比率及び資金不足比率審査		↔	★		意見書提出						

9 平成31年度定期監査の対象部局

区分	実施月	対象部局	(参考) 前回
第1回	平成31年4月	政策推進部 行政委員会等（選挙管理委員会事務局を除く。）	平成28年4月 平成28年4月
第2回	平成31年9月	こども健康部	平成28年11月
第3回	平成31年10月	中心市街地整備部 選挙管理委員会事務局	平成28年4月 平成28年9月
第4回	平成31年11月	環境生活部	平成28年9月
第5回	平成32年1月	教育部	平成29年1月

(注) ・実施月は、監査に着手する月を示す。

・監査の進捗により年度内に監査の結果に関する報告を決定できないことがある。

10 平成31年度行政監査のテーマ

実施月	監査のテーマ
平成31年10月	補助金等の交付について

(注) ・実施月は、監査に着手する月を示す。

・監査の進捗により年度内に監査の結果に関する報告を決定できないことがある。

11 平成31年度財政援助団体等に対する監査の対象団体

実施月	対象団体	(参考) 前回
平成31年12月	公益財団法人周南市文化振興財団	平成22年12月

(注) ・実施月は、監査に着手する月を示す。

・監査の進捗により年度内に監査の結果に関する報告を決定できないことがある。